

33-3 織布運転(仕上工程作業)

2010.1.22

<p>作業の定義</p>	<p>織機で織り上げた織物〔生機(きばた)〕に対し、検反(けんたん)・修正・格付け、折り畳み・ロール巻、荷造りを行う作業をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)仕上工程作業                  ①始業作業                  ②検査作業                  ③格付け作業                  ④異常時の処理判断作業                  (2)安全衛生作業                  ①雇入れ時等の安全衛生教育                  ②作業開始前の安全装置等の点検作業                  ③織布運転職種に必要な整理整頓作業                  ④織布運転職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業                  ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業                  ⑥安全装置の使用等による安全作業                  ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業                  ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業                  ①準備工程作業、製織工程作業                  ②クロスロール運搬作業                  ③梱包作業                  ④機台清掃作業                  (2)周辺作業                  ①作業区管理作業                  ②製品区管理作業                  ③器具の管理作業                  ④糸、ビーム、資材(糊剤等)の搬送作業                  ⑤製品の搬送作業                  (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業)                  上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①共通素材(材料)(一つ以上必ず使用すること。)                  1)天然繊維                  1.植物繊維(綿、麻等)                  2.動物繊維(毛、絹)                  2)化学繊維                  1.再生繊維(レーヨン、ポリノジック、キュプラ)                  2.半合成繊維(アセテートなど)                  3.合成繊維(ナイロン、ポリエステル、アクリルなど)                  3)繊維長による分類                  1.紡績糸(スパン糸)                  2.フィラメント糸(長繊維糸)                  ②仕上工程作業の中間素材(パッケージ)(必ず使用すること。)                  反物ロール(生機・きばた)</p>
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①仕上工程作業(1.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。)                  1.検反機                  2.折畳機(ロール巻機)                  3.各種付属装置等                  ※注 1.の機械は技能評価試験の対象機械                  ②器具等(必要に応じて使用すること。)                  1.各種器具                  ハサミ、経通し、糊液の粘度計・濃度計、ビーム運搬車、クロスロール運搬車、台車、デンシメータ(織物密度測定器)、ルーペ、巻尺、ニツパ、金櫛、空調機械等                  2.各機械の部品及び付属品等                  リード、ヘルド、ドロッパー、ビーム、クロスローラ</p>
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①製品(織物の種類)                  織物は主たる繊維の種類によって天然繊維織物(綿、毛、麻、絹)、化学繊維織物(レーヨン、キュプラ、アセテート、ナイロン、ポリエステル、アクリル等)、混紡糸、種類の異なる糸を用いた混交織織物がある。紡績糸で織った織物は短繊維織物、フィラメント糸で織った織物は長繊維織物と呼ばれる。織物の主な用途として、衣料用、産業資材用がある。                  ②仕上工程作業段階での製品(中間製品)・パッケージ                  織物(反物)                  1.折り畳み                  2.ロール巻き</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.カーペット製造作業                  2.経編みニット製造作業                  3.魚網・ネット製造作業                  4.ニードル織機作業                  5.仕上工程作業専業の場合</p>